

## 尖閣諸島沖の衝突事件に関し毅然とした対応を求める意見書

本年9月7日、我が国固有の領土である沖縄県尖閣諸島沖において、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突した事件に関し、翌8日、石垣海上保安部は、中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕拘留した。

事件に関し菅総理大臣は、「我が国の法律に基づいて厳正に対応していく。」旨を発表したが、事件が外交問題化するなか、那覇地方検察庁は同月25日処分保留のまま同船長を釈放した。

釈放に先立ち同地検は、「我が国国民への影響や今後の日中関係も考慮すると、これ以上容疑者の身柄拘束を継続して捜査を続けることは相当でない。」旨を発表し、政府は「地検の判断を尊重する。」としている。

こうしたこれまでの政府の対応は、目先の判断に終始しており、「我が国領土や主権に対する毅然とした姿勢」は窺えず、しっかりと見通しや適切な準備のもと対応がなされたとは到底言い得ない。

ましてや、那覇地方検察庁という捜査機関が、外交判断のもとに船長の釈放に踏み切ったとするならば、法治国家である日本国の「三権分立」は、いわば画餅にすぎないと言わざるを得ない。

地方においても、中国との間で真の意味での対等で互恵的な関係が構築される前提に立って、経済的・文化的な交流が進められており、毅然とした外交姿勢のもと、こうした前提がきちんと構築されることに重大な関心をもっている。

よって、国においては、謝罪や賠償要求は一切応じることなく、日本国の固有の領土や主権に対し毅然とした一貫した外交姿勢を確立するとともに、中国との間で真の意味での対等で互恵的な関係を構築するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月30日

徳島県議会議長 藤 田 豊